事 務 連 絡 令和4年4月6日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 各県立学校長 各教育事務所(支所)長

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ~ 『学校の新しい生活様式』 ~」 の改訂について

令和4年4月1日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添のとおり事務 連絡がありました。

つきましては、下記のURLからダウンロードしていただくようお願いいたします。 なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知をお願いいたします。

記

## 「ダウンロード URL】

①【事務連絡】20220401「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について

https://mext.box.com/s/fnjrq1g24ha55yu1kbvl760nmrer6pu6

②【参考・溶込赤字】20220401 衛生管理マニュアル Ver.8 <a href="https://mext.box.com/s/ec94srdzbfzugvtxilc0xo8ywbv590jo">https://mext.box.com/s/ec94srdzbfzugvtxilc0xo8ywbv590jo</a>

## 【補足】

- ・児童生徒等の感染経路については、すべての学校種で「感染経路不明」に次いで「家庭内感染」が最も高い割合となっています。毎日の健康観察の徹底に加え、例えば家族に<u>未診断</u>の発熱などの症状がある場合には、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。
- ・新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はありません(参照:令和4年3月7日保健体育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更等について)。
- ・濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策

を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取ります(参照:令和4年3月22日保健体育課事務連絡オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定および行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について)。

・その他、本マニュアルの改訂箇所は別紙にまとめられておりますので御確認ください。

健康教育・学校安全担当 脇田・龍野

電 話:048-830-6963

E-mail: a6960-02@pref.saitama.lg.jp